

株式会社 新都市ライフホールディングス 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：計画期間内の、育児休業の取得率について次の水準を維持する。

男性社員・・・取得率を50%以上にすること

女性社員・・・取得率の100%を維持すること

(本人の意思により取得しない場合を除く)

<対策>

- 令和7年4月～ 産前産後休業や育児休業、育休後復帰してからの働き方の制度など最新情報提供を引き続き行う。
- 令和7年4月～ 育児休業の法改正に伴う制度内容及び雇用保険等の支援措置について周知する。
- 令和8年4月～ 育児休業取得率を把握し、目標水準を維持できていない場合の課題分析および解決策の検討、実施をする。

目標2：育児休業終了後に復帰しやすい環境作りをする。

<対策>

- 令和7年度～ 復職後のフォローを行えるような相談窓口の設置を行う。
育児のための短時間勤務制度（小学校3学年終了前まで）、時差勤務制度など復帰後の制度について周知する。
育児休業復帰後の各種制度について利用状況を把握する。

目標3：年次有給休暇の取得促進のための措置を実施する。

<対策>

- 令和7年度～ 社内Webなどにより年次有給休暇の取得の促進について周知する。
定期的に年次有給休暇取得率を把握する。
取得率の低い社員に対する本人及び上長へ個別に周知する。